

別紙 1－5

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>852単位</u></p> <p>注 1・2 (略) 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の<u>100分の90</u>に相当する単位数を算定する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>ロ 初回加算 <u>200単位</u></p> <p>注 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 認知症専門ケア加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I) <u>3 単位</u></p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(II) <u>4 単位</u></p>	<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u></p> <p>注 1・2 (略) 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の<u>100分の70</u>に相当する単位数を算定する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第四十二号
- ※ 「別に厚生労働大臣が定める者」 = 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十四号の四

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>44単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>36単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>12単位</u>

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した

ロ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>36単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>24単位</u>
(新設)	

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位

単位数の1000分の58に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した
単位数の1000分の42に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した
単位数の1000分の23に相当する単位数
(削る)

(削る)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 302単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 450単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 792単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,087単位 |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | 283単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 255単位

数の1000分の58に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 301単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 449単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 790単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,084単位 |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合
(1回につき) | 287単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 254単位

(2) 所要時間30分未満の場合	381単位	(2) 所要時間30分未満の場合	380単位
(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	552単位	(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	550単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	812単位	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	810単位
注1 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号I 012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01—2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、介護予防サービス			

計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの(5)の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の50に相当する単位数を算定する。

2～12 (略)

13 イ(5)について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百四号

ヘ サービス提供体制強化加算

計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの(5)の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2～12 (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヘ サービス提供体制強化加算

6 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 6 単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 3 単位 |

3 介護予防訪問リハビリテーション費

- イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） 307単位
注 1～6 （略）

（削る）

7・8 （略）

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百六号の三

10 利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

3 介護予防訪問リハビリテーション費

- イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） 292単位
注 1～6 （略）

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき230単位を所定単位数に加算する。

8・9 （略）

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

（新設）

予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ロ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

6単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

3単位

4 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 514単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 445単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)

(一) 单一建物居住者1人に対して行う場合 298単位

(二) 单一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 259単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専

ロ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

4 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

(一) 单一建物居住者1人に対して行う場合 509単位

(二) 单一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)

(一) 单一建物居住者1人に対して行う場合 295単位

(二) 单一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 261単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定

門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～5 （略）

□ 歯科医師が行う場合

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合 | <u>516単位</u> |
| (2) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合 | <u>486単位</u> |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | <u>440単位</u> |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位

等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2～5 （略）

□ 歯科医師が行う場合

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合 | <u>509単位</u> |
| (2) 单一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合 | <u>485単位</u> |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | <u>444単位</u> |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

<p>数を算定する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>ハ 薬剤師が行う場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合</td> <td><u>565単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合</td> <td><u>416単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(三) (一)及び(二)以外の場合</td> <td><u>379単位</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 薬局の薬剤師が行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合</td> <td><u>517単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合</td> <td><u>378単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(三) (一)及び(二)以外の場合</td> <td><u>341単位</u></td> </tr> </table> <p>注 1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（<u>指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所</u>をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあっては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定</p>	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合		(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>565単位</u>	(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>416単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>	(2) 薬局の薬剤師が行う場合		(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>517単位</u>	(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>378単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>341単位</u>	<p>2～4 (略)</p> <p>ハ 薬剤師が行う場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合</td> <td><u>560単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合</td> <td><u>415単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(三) (一)及び(二)以外の場合</td> <td><u>379単位</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 薬局の薬剤師が行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合</td> <td><u>509単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合</td> <td><u>377単位</u></td> </tr> <tr> <td>　(三) (一)及び(二)以外の場合</td> <td><u>345単位</u></td> </tr> </table> <p>注 1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあっては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。</p>	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合		(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>560単位</u>	(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>415単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>	(2) 薬局の薬剤師が行う場合		(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合																																	
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>565単位</u>																																
(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>416単位</u>																																
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>																																
(2) 薬局の薬剤師が行う場合																																	
(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>517単位</u>																																
(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>378単位</u>																																
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>341単位</u>																																
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合																																	
(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>560単位</u>																																
(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>415単位</u>																																
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>																																
(2) 薬局の薬剤師が行う場合																																	
(一) 单一建物居住者 1 人に対して行う場合	<u>509単位</u>																																
(二) 单一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>																																
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>																																

する。

- 2 医科診療報酬点数表の区分番号C 002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

※ 「別に厚生労働大臣が定めるもの」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十九号の二

- 3 ^{とう} 痛痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数

(新設)

- 2 ^{とう} 痛痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数

の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

6 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

(一) 单一建物居住者1人に対して行う場合	544単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	443単位
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	466単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	423単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号

の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

485単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

444単位

(新設)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの介護福祉サービスのへ、介護保健施設サービスのト若しくは介護医療院サービスの又に規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 361単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 325単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 294単位 |

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導

イ～ハ （略）

2～4 （略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 356単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 324単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 296単位 |

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同

を行った場合に、单一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 要支援1	<u>2,053単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,999単位</u>

注1・2 （略）

（削る）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るために目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき562単位を所定単位数に加算する。

一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2～4 （略）

5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>

注1・2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき330単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るために目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百六号の六

(削る)

4～7 (略)

8 指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1) 要支援1

20単位

(2) 要支援2

40単位

ロ 運動器機能向上加算

225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合	900単位
ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合	450単位

5 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定介護予防通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～9 (略)

(新設)

ロ 運動器機能向上加算

225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以

下この注及び上において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ホ (略)

△ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（ニにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- (4) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

△ 栄養改善加算

200単位

下この注及びホにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ホ (略)

(新設)

△ 栄養改善加算

150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) (略)

(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4)・(5) (略)

ホ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

三・ホ (略)

三 栄養スクリーニング加算

5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)	<u>20単位</u>
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)	<u>5単位</u>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

△ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び上において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算(I)	<u>150単位</u>
(2) 口腔機能向上加算(II)	<u>160単位</u>

(削る)

(削る)

(削る)

了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

ホ 口腔機能向上加算

150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を

(削る)

(削る)

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第百八号

ト・チ (略)

リ 科学的介護推進体制加算

40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症（^{こう}法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画（指定介護予防サービス基準第125条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。）を見直すなど、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテー

定期的に記録していること。

二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

△・ト (略)

(新設)

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテー

ションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	
(一) 要支援 1	88単位
(二) 要支援 2	<u>176単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	
(一) 要支援 1	72単位
(二) 要支援 2	<u>144単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	
(一) 要支援 1	24単位
(二) 要支援 2	48単位

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(削る)

ションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	
(一) 要支援 1	72単位
(二) 要支援 2	<u>144単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	
(一) 要支援 1	48単位
(二) 要支援 2	<u>96単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	
(一) 要支援 1	24単位
(二) 要支援 2	48単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の10

(削る)

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	474単位
b 要支援 2	589単位
(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	474単位
b 要支援 2	589単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	446単位
b 要支援 2	555単位
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	446単位

0分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数10

0分の80に相当する単位数

ニ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	466単位
b 要支援 2	579単位
(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	466単位
b 要支援 2	579単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	438単位
b 要支援 2	545単位
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	438単位

b 要支援 2	<u>555単位</u>	b 要支援 2	<u>545単位</u>
口 ユニット型介護予防短期入所生活介護費		口 ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	<u>555単位</u>	a 要支援 1	<u>545単位</u>
b 要支援 2	<u>674単位</u>	b 要支援 2	<u>662単位</u>
(2) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(2) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	<u>555単位</u>	a 要支援 1	<u>545単位</u>
b 要支援 2	<u>674単位</u>	b 要支援 2	<u>662単位</u>
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	<u>523単位</u>	a 要支援 1	<u>514単位</u>
b 要支援 2	<u>649単位</u>	b 要支援 2	<u>638単位</u>
(2) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費		(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	<u>523単位</u>	a 要支援 1	<u>514単位</u>
b 要支援 2	<u>649単位</u>	b 要支援 2	<u>638単位</u>
注1～4 (略)		注1～4 (略)	
5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては3月に1回を限度として1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に算定する。		5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。	
イ 生活機能向上連携加算(I)	<u>100単位</u>	(新設)	
口 生活機能向上連携加算(II)	<u>200単位</u>	(新設)	

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十四号の三

6・7 (略)

8 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用するすることが適當であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

6・7 (略)

8 医師が、認知症 (法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。) の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>	(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>18単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>	(2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>12単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>	(3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>6 単位</u>
（削る）		(4) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>
ヘ 介護職員処遇改善加算			
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
（削る）		(4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> <u>(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u>	
（削る）		(5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> <u>(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>	
ト (略)		ト (略)	
7 介護予防短期入所療養介護費		7 介護予防短期入所療養介護費	
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費		イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(-) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)		(-) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>577単位</u>	i 要支援 1	<u>580単位</u>
ii 要支援 2	<u>721単位</u>	ii 要支援 2	<u>721単位</u>
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>619単位</u>	i 要支援 1	<u>621単位</u>
ii 要支援 2	<u>762単位</u>	ii 要支援 2	<u>762単位</u>
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	

i 要支援 1	<u>610</u> 单位	i 要支援 1	<u>613</u> 单位
ii 要支援 2	<u>768</u> 单位	ii 要支援 2	<u>768</u> 单位
d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i 要支援 1	<u>658</u> 单位	i 要支援 1	<u>660</u> 单位
ii 要支援 2	<u>817</u> 单位	ii 要支援 2	<u>816</u> 单位
(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>581</u> 单位	i 要支援 1	<u>584</u> 单位
ii 要支援 2	<u>725</u> 单位	ii 要支援 2	<u>725</u> 单位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>619</u> 单位	i 要支援 1	<u>621</u> 单位
ii 要支援 2	<u>778</u> 单位	ii 要支援 2	<u>777</u> 单位
(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>581</u> 单位	i 要支援 1	<u>584</u> 单位
ii 要支援 2	<u>725</u> 单位	ii 要支援 2	<u>725</u> 单位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>619</u> 单位	i 要支援 1	<u>621</u> 单位
ii 要支援 2	<u>778</u> 单位	ii 要支援 2	<u>777</u> 单位
(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)		(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>564</u> 单位	i 要支援 1	<u>568</u> 单位
ii 要支援 2	<u>706</u> 单位	ii 要支援 2	<u>707</u> 单位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>598</u> 单位	i 要支援 1	<u>601</u> 单位
ii 要支援 2	<u>752</u> 单位	ii 要支援 2	<u>752</u> 单位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(-) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)		(-) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	

i 要支援 1	<u>621単位</u>	i 要支援 1	<u>623単位</u>
ii 要支援 2	<u>782単位</u>	ii 要支援 2	<u>781単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i 要支援 1	<u>666単位</u>	i 要支援 1	<u>668単位</u>
ii 要支援 2	<u>828単位</u>	ii 要支援 2	<u>826単位</u>
c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	
i 要支援 1	<u>621単位</u>	i 要支援 1	<u>623単位</u>
ii 要支援 2	<u>782単位</u>	ii 要支援 2	<u>781単位</u>
d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	
i 要支援 1	<u>666単位</u>	i 要支援 1	<u>668単位</u>
ii 要支援 2	<u>828単位</u>	ii 要支援 2	<u>826単位</u>
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i 要支援 1	<u>649単位</u>	i 要支援 1	<u>651単位</u>
ii 要支援 2	<u>810単位</u>	ii 要支援 2	<u>809単位</u>
b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	
i 要支援 1	<u>649単位</u>	i 要支援 1	<u>651単位</u>
ii 要支援 2	<u>810単位</u>	ii 要支援 2	<u>809単位</u>
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	
i 要支援 1	<u>649単位</u>	i 要支援 1	<u>651単位</u>
ii 要支援 2	<u>810単位</u>	ii 要支援 2	<u>809単位</u>
b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介	

	<u>療養介護費</u>		<u>護費(ii)</u>	
	i 要支援 1	<u>649単位</u>	i 要支援 1	<u>651単位</u>
	ii 要支援 2	<u>810単位</u>	ii 要支援 2	<u>809単位</u>
(四)	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)</u>		<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)</u>	
a	<u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>		a <u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)</u>	
	i 要支援 1	<u>608単位</u>	i 要支援 1	<u>611単位</u>
	ii 要支援 2	<u>764単位</u>	ii 要支援 2	<u>764単位</u>
b	<u>経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>		b <u>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)</u>	
	i 要支援 1	<u>608単位</u>	i 要支援 1	<u>611単位</u>
	ii 要支援 2	<u>764単位</u>	ii 要支援 2	<u>764単位</u>
注 1 ~ 14	(略)		注 1 ~ 14 (略)	
(3)	<u>総合医学管理加算</u>	<u>275単位</u>	(新設)	
注 1	<u>治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。</u>			
2	<u>緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。</u>			
※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第百十七号の四				
(4)~(6)	(略)		(3)~(5)	(略)
(7)	<u>サービス提供体制強化加算</u>		(6)	<u>サービス提供体制強化加算</u>
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につ		注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につ

き次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	22単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	18単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位

(削る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(削る)

(削る)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用

き次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	18単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	12単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	6 単位

(四) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(四)及び(五)について、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用

者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより
算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより
算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第百十九号の二

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 536単位

ii 要支援 2 672単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 564単位

ii 要支援 2 701単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 554単位

ii 要支援 2 691単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 593単位

ii 要支援 2 751単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1 626単位

ii 要支援 2 784単位

者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより
算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより
算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

□	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	525単位
ii	要支援 2	659単位
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	553単位
ii	要支援 2	687単位
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	543単位
ii	要支援 2	677単位
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	581単位
ii	要支援 2	736単位
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	614単位
ii	要支援 2	769単位

	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
	i 要支援 1	<u>614単位</u>
	ii 要支援 2	<u>772単位</u>
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>504単位</u>
	ii 要支援 2	<u>631単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>519単位</u>
	ii 要支援 2	<u>647単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
	i 要支援 1	<u>563単位</u>
	ii 要支援 2	<u>712単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
	i 要支援 1	<u>581単位</u>
	ii 要支援 2	<u>730単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>487単位</u>
	ii 要支援 2	<u>608単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>547単位</u>
	ii 要支援 2	<u>690単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日に つき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>545単位</u>
	ii 要支援 2	<u>681単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>603単位</u>
	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
	i 要支援 1	<u>602単位</u>
	ii 要支援 2	<u>757単位</u>
(二)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>494単位</u>
	ii 要支援 2	<u>619単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>509単位</u>
	ii 要支援 2	<u>634単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
	i 要支援 1	<u>552単位</u>
	ii 要支援 2	<u>698単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
	i 要支援 1	<u>570単位</u>
	ii 要支援 2	<u>716単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>477単位</u>
	ii 要支援 2	<u>596単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>536単位</u>
	ii 要支援 2	<u>676単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日に つき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援 1	<u>534単位</u>
	ii 要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援 1	<u>591単位</u>

ii 要支援 2	<u>761単位</u>	ii 要支援 2	<u>746単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)		a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>545単位</u>	i 要支援 1	<u>534単位</u>
ii 要支援 2	<u>681単位</u>	ii 要支援 2	<u>668単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>603単位</u>	i 要支援 1	<u>591単位</u>
ii 要支援 2	<u>761単位</u>	ii 要支援 2	<u>746単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)		(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>619単位</u>	a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>779単位</u>	b 要支援 2	<u>764単位</u>
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	<u>648単位</u>	a 要支援 1	<u>635単位</u>
b 要支援 2	<u>808単位</u>	b 要支援 2	<u>792単位</u>
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要支援 1	<u>638単位</u>	a 要支援 1	<u>625単位</u>
b 要支援 2	<u>798単位</u>	b 要支援 2	<u>782単位</u>
(四) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)		(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	<u>619単位</u>	a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>779単位</u>	b 要支援 2	<u>764単位</u>
(五) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	<u>648単位</u>	a 要支援 1	<u>635単位</u>
b 要支援 2	<u>808単位</u>	b 要支援 2	<u>792単位</u>
(六) 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援 1	<u>638単位</u>	a 要支援 1	<u>625単位</u>
b 要支援 2	<u>798単位</u>	b 要支援 2	<u>782単位</u>

(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>	
a 要支援 1	619単位
b 要支援 2	779単位
(二) <u>経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>	
a 要支援 1	619単位
b 要支援 2	779単位
注 1～11 (略)	
(5)～(7) (略)	
(8) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	22単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	18単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位
(削る)	
(9) 介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>令和6年3月31日までの間</u> 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次	

(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)</u>	
a 要支援 1	607単位
b 要支援 2	764単位
(二) <u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)</u>	
a 要支援 1	607単位
b 要支援 2	764単位
注 1～11 (略)	
(5)～(7) (略)	
(8) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	18単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	12単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	6 単位
(四) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位
(9) 介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>平成33年3月31日までの間</u> 、(四)及び(五)について、別に厚生労働大臣が定める期日ま	

に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、
次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(10) (略)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1

519単位

ii 要支援 2

652単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1

547単位

ii 要支援 2

679単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1

538単位

ii 要支援 2

670単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1

577単位

ii 要支援 2

731単位

e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1

610単位

ii 要支援 2

764単位

f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1

599単位

ii 要支援 2

753単位

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

での間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

四 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の
100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の
100分の80に相当する単位数

(10) (略)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1

509単位

ii 要支援 2

639単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1

536単位

ii 要支援 2

666単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1

527単位

ii 要支援 2

657単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1

566単位

ii 要支援 2

717単位

e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1

598単位

ii 要支援 2

749単位

f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1

587単位

ii 要支援 2

738単位

(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)		a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	461単位	i 要支援 1	452単位
ii 要支援 2	576単位	ii 要支援 2	565単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	526単位	i 要支援 1	516単位
ii 要支援 2	664単位	ii 要支援 2	651単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	603単位	a 要支援 1	591単位
b 要支援 2	759単位	b 要支援 2	744単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	630単位	a 要支援 1	618単位
b 要支援 2	787単位	b 要支援 2	771単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	621単位	a 要支援 1	609単位
b 要支援 2	777単位	b 要支援 2	762単位
(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	603単位	a 要支援 1	591単位
b 要支援 2	759単位	b 要支援 2	744単位
(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)		(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	630単位	a 要支援 1	618単位
b 要支援 2	787単位	b 要支援 2	771単位
(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)		(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援 1	621単位	a 要支援 1	609単位
b 要支援 2	777単位	b 要支援 2	762単位
注 1～10 (略)		注 1～10 (略)	
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)	
(6) サービス提供体制強化加算		(6) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護		注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護	

事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

(削る)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)
(削る)

(削る)

(8) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

　a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

　　i 要支援 1

831単位

事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>18単位</u>
(二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>12単位</u>
(三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>6 単位</u>
(四) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)	
(四) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u>	<u>(三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u>
(五) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u>	<u>(三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>

(8) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

　a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

　　i 要支援 1

815単位

	ii 要支援 2	997單位	ii 要支援 2	977單位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	941單位	i 要支援 1	922單位	
ii 要支援 2	1,099單位	ii 要支援 2	1,077單位	
(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)			(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)			a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	767單位	i 要支援 1	752單位	
ii 要支援 2	941單位	ii 要支援 2	922單位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	826單位	i 要支援 1	810單位	
ii 要支援 2	1,021單位	ii 要支援 2	1,001單位	
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)			(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)			a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	745單位	i 要支援 1	730單位	
ii 要支援 2	912單位	ii 要支援 2	894單位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	804單位	i 要支援 1	788單位	
ii 要支援 2	994單位	ii 要支援 2	974單位	
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)			(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)			a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	732單位	i 要支援 1	718單位	
ii 要支援 2	896單位	ii 要支援 2	878單位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	791單位	i 要支援 1	775單位	
ii 要支援 2	977單位	ii 要支援 2	958單位	
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)			(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)			a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	671單位	i 要支援 1	658單位	
ii 要支援 2	835單位	ii 要支援 2	819單位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	780單位	i 要支援 1	765單位	

ii 要支援 2	940単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日に つき）	
（一）認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	577単位
b 要支援 2	742単位
（二）認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	637単位
b 要支援 2	822単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1 日につき）	
（一）ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	961単位
ii 要支援 2	1,120単位
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養 介護費	
i 要支援 1	961単位
ii 要支援 2	1,120単位
（二）ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	851単位
ii 要支援 2	1,048単位
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養 介護費	
i 要支援 1	851単位
ii 要支援 2	1,048単位

ii 要支援 2	921単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日に つき）	
(+) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	566単位
b 要支援 2	727単位
(+) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	624単位
b 要支援 2	806単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1 日につき）	
(+) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	942単位
ii 要支援 2	1,098単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	942単位
ii 要支援 2	1,098単位
(+) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	834単位
ii 要支援 2	1,027単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	834単位
ii 要支援 2	1,027単位
注 1～6 (略)	
(4)・(5) (略)	

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>
(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>
(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

(削る)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(削る)

(削る)

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>18単位</u>
(二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>12単位</u>
(三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>6 単位</u>
(四) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	590単位
ii	要支援2	726単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	652単位
ii	要支援2	810単位
(二)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	579単位
ii	要支援2	716単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	640単位
ii	要支援2	798単位
(三)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	563単位
ii	要支援2	700単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	623単位
ii	要支援2	781単位
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき))
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	562単位
ii	要支援2	688単位
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	624単位
ii	要支援2	771単位
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	

(一)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	578単位
ii	要支援2	712単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	639単位
ii	要支援2	794単位
(二)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	568単位
ii	要支援2	702単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	627単位
ii	要支援2	782単位
(三)	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	552単位
ii	要支援2	686単位
b	I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	611単位
ii	要支援2	766単位
(2)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
)		
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	551単位
ii	要支援2	674単位
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	612単位
ii	要支援2	756単位
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)		a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>546単位</u>	i 要支援 1	<u>535単位</u>
ii 要支援 2	<u>671単位</u>	ii 要支援 2	<u>658単位</u>
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)		b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>608単位</u>	i 要支援 1	<u>596単位</u>
ii 要支援 2	<u>755単位</u>	ii 要支援 2	<u>740単位</u>
(3) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)		(3) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	
a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)		a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>535単位</u>	i 要支援 1	<u>524単位</u>
ii 要支援 2	<u>660単位</u>	ii 要支援 2	<u>647単位</u>
b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)		b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>597単位</u>	i 要支援 1	<u>585単位</u>
ii 要支援 2	<u>744単位</u>	ii 要支援 2	<u>729単位</u>
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費		(-) I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)		a I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>536単位</u>	i 要支援 1	<u>525単位</u>
ii 要支援 2	<u>665単位</u>	ii 要支援 2	<u>652単位</u>
b I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)		b I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>593単位</u>	i 要支援 1	<u>581単位</u>
ii 要支援 2	<u>743単位</u>	ii 要支援 2	<u>728単位</u>
(2) II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費		(2) II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)		a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>510単位</u>	i 要支援 1	<u>500単位</u>
ii 要支援 2	<u>629単位</u>	ii 要支援 2	<u>617単位</u>
b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)		b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>569単位</u>	i 要支援 1	<u>558単位</u>
ii 要支援 2	<u>709単位</u>	ii 要支援 2	<u>695単位</u>
(4) ユニット型 I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(4) ユニット型 I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	

(一) ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(I)	
a ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	673単位
ii 要支援 2	834単位
b 経過的ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	673単位
ii 要支援 2	834単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援 1	663単位
ii 要支援 2	824単位
b 経過的ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	663単位
ii 要支援 2	824単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	688単位
b 要支援 2	838単位
(二) 経過的ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援 1	688単位
b 要支援 2	838単位
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（	

(一) ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(I)	
a ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	660単位
ii 要支援 2	818単位
b ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	660単位
ii 要支援 2	818単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	650単位
ii 要支援 2	808単位
b ユニット型 I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	650単位
ii 要支援 2	808単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a 要支援 1	674単位
b 要支援 2	821単位
(二) ユニット型 II 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a 要支援 1	674単位
b 要支援 2	821単位
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（	

1日につき)

(一) ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i 要支援 1	630単位
ii 要支援 2	782単位

b 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i 要支援 1	630単位
ii 要支援 2	782単位

(二) ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i 要支援 1	656単位
ii 要支援 2	797単位

b 経過的ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

i 要支援 1	656単位
ii 要支援 2	797単位

注 1～11 (略)

(7)～(10) (略)

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1日につき)

(一) ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1	618単位
ii 要支援 2	767単位

b ユニット型 I 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1	618単位
ii 要支援 2	767単位

(二) ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1	643単位
ii 要支援 2	781単位

b ユニット型 II 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1	643単位
ii 要支援 2	781単位

注 1～11 (略)

(7)～(10) (略)

(11) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

	(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>		(一) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>18単位</u>
	(二) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>		(二) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>12単位</u>
	(三) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位		(三) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	6 単位
	(削る)			(四) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	6 単位
(12) 介護職員処遇改善加算			(12) 介護職員処遇改善加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>令和6年3月31日までの間</u> 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>平成33年3月31日までの間</u> <u>(四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間</u> 、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
(一)～(三) (略)			(一)～(三) (略)		
(削る)			(四) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> <u>(三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u>		
(削る)			(五) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> <u>(三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>		
(13) (略)			(13) (略)		
8 介護予防特定施設入居者生活介護費			8 介護予防特定施設入居者生活介護費		
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)			イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		
(1) 要支援 1	<u>182単位</u>		(1) 要支援 1	<u>181単位</u>	
(2) 要支援 2	<u>311単位</u>		(2) 要支援 2	<u>310単位</u>	
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1月につき)			ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1月につき)		
注 1・2 (略)			注 1・2 (略)		
3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、 <u>外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合</u>			3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、 <u>利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所</u>		

には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注4を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位
(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十九号の四

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練

定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

（新設）

（新設）

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練

加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

5～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

9 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防特定施設サービス計画（指定介

加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

5～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

護予防サービス基準第247条第2号に規定する介護予防特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>	<u>22単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>18単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>
(削る)	

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第百二十号

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>	<u>18単位</u>
(2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>	<u>12単位</u>
(3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>	<u>6 単位</u>
(4) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u>	<u>6 単位</u>

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31までの間 (4及び5)についてには、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ

は算定しない。	かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)～(3) (略) (削る)	(1)～(3) (略)
(削る)	(4) <u>介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</u> <u>(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u> (5) <u>介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</u> <u>(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u>
～ (略)	～ (略)
9 (略)	9 (略)

別紙 1－6

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用 の額の算定に関する基準

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費()</p> <p>　　介護予防認知症対応型通所介護費i)</p> <p>(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>474単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>525単位</u></p> <p>(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>496単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>550単位</u></p> <p>(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>740単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>826単位</u></p> <p>(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>759単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>849単位</u></p> <p>(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>859単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>959単位</u></p> <p>(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>886単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>989単位</u></p> <p>　　介護予防認知症対応型通所介護費)</p> <p>(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>428単位</u></p>	<p>別表</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費()</p> <p>　　介護予防認知症対応型通所介護費i)</p> <p>(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>473単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>523単位</u></p> <p>(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>495単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>548単位</u></p> <p>(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>738単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>824単位</u></p> <p>(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>757単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>846単位</u></p> <p>(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>856単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>956単位</u></p> <p>(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>883単位</u></p> <p>　　b 要支援 2 <u>986単位</u></p> <p>　　介護予防認知症対応型通所介護費)</p> <p>(一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>　　a 要支援 1 <u>427単位</u></p>

b 要支援 2	<u>475単位</u>	b 要支援 2	<u>474単位</u>
(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		(二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>448単位</u>	a 要支援 1	<u>447単位</u>
b 要支援 2	<u>497単位</u>	b 要支援 2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>666単位</u>	a 要支援 1	<u>664単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>	b 要支援 2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		(四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>683単位</u>	a 要支援 1	<u>681単位</u>
b 要支援 2	<u>761単位</u>	b 要支援 2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		(五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>771単位</u>	a 要支援 1	<u>769単位</u>
b 要支援 2	<u>862単位</u>	b 要支援 2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		(六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
a 要支援 1	<u>796単位</u>	a 要支援 1	<u>794単位</u>
b 要支援 2	<u>889単位</u>	b 要支援 2	<u>886単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費()		□ 介護予防認知症対応型通所介護費()	
所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合		所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>247 単位</u>	(一) 要支援 1	<u>246 単位</u>
(二) 要支援 2	<u>261 単位</u>	(二) 要支援 2	<u>260 単位</u>
所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>259 単位</u>	(一) 要支援 1	<u>258 单位</u>
(二) 要支援 2	<u>273 单位</u>	(二) 要支援 2	<u>272 单位</u>
所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>412 单位</u>	(一) 要支援 1	<u>411 单位</u>
(二) 要支援 2	<u>435 单位</u>	(二) 要支援 2	<u>434 单位</u>
所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>423 单位</u>	(一) 要支援 1	<u>422 单位</u>
(二) 要支援 2	<u>446 单位</u>	(二) 要支援 2	<u>445 单位</u>
所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援 1	<u>483 单位</u>	(一) 要支援 1	<u>482 单位</u>

<p>(二) 要支援 2 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援 1 <u>499 単位</u></p> <p>(二) 要支援 2 <u>528 単位</u></p> <p>注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p><u>512 単位</u></p>	<p>(二) 要支援 2 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援 1 <u>498 単位</u></p> <p>(二) 要支援 2 <u>526 単位</u></p> <p>注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p><u>510 単位</u></p>
---	----------------------	--	----------------------

2 (略)

3 感染症や災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する従業者及び指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型介護予防サービス基準第27条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

「別に厚生労働大臣が定める地域」 = 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第二号

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

て市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

— 入浴介助加算)	40 単位
— 入浴介助加算)	55 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第十四号の三

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、については3月に1回を限度として1月につき、については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、は算定せず、は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

— 生活機能向上連携加算)	100 単位
— 生活機能向上連携加算)	200 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百二十一号の三

8 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、

て市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)
(新設)

- 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注11において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していくこと。
- 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十八号の二

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

- （略）
- 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

- （略）
- 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

— 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

— (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

— 口腔・栄養スクリーニング加算)

20 単位

— 口腔・栄養スクリーニング加算)

5 単位

「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第十九号の二

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指

八 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

二・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若

導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

—	<u>口腔機能向上加算</u>	150 単位
—	<u>口腔機能向上加算</u>	160 単位

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百二十一号の四

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市

しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

（新設）

（新設）

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

（新設）

町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。

15～17 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>サービス提供体制強化加算）</u>	<u>22 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算）</u>	<u>18 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算）</u>	<u>6 単位</u>

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た

11～13 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>サービス提供体制強化加算）イ</u>	<u>18 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算）ロ</u>	<u>12 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算）</u>	<u>6 単位</u>

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

~ (略)

(削る)

(削る)

ホ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1	<u>3,438 単位</u>
(二) 要支援2	<u>6,948 単位</u>

同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1	<u>3,098 単位</u>
(二) 要支援2	<u>6,260 単位</u>

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

要支援1	<u>423 単位</u>
要支援2	<u>529 単位</u>

注1～6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（及びについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

~ (略)

— 介護職員処遇改善加算 により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

— 介護職員処遇改善加算 により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要支援1	<u>3,418 単位</u>
(二) 要支援2	<u>6,908 単位</u>

同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要支援1	<u>3,080 単位</u>
(二) 要支援2	<u>6,224 単位</u>

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

要支援1	<u>421 単位</u>
要支援2	<u>526 単位</u>

注1～6 (略)

(新設)

小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

「別に厚生労働大臣が定める地域」 = 厚生労働大臣が定める地域

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

「別に厚生労働大臣が定める地域」 = 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第一号

9 (略)

八 (略)

三 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

ホ～ヘ (略)

上 生活機能向上連携加算

(新設)

7 (略)

八 (略)

(新設)

三～ホ (略)

ヘ 生活機能向上連携加算

	生活機能向上連携加算) 生活機能向上連携加算)	100 単位 200 単位		生活機能向上連携加算) 生活機能向上連携加算)	100 単位 200 単位
注 1	について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。		注 1	について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下 <u>この注及び注2において同じ。</u> ）を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。	
2	（略）		2	（略）	
チ	口腔・栄養スクリーニング加算		ト	栄養スクリーニング加算	
注	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の <u>口腔の健康状態のスクリーニング</u> と <u>栄養状態の評価</u> を行った結果、該当する項目に該当する場合は、所定単位数を加算する。		注	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の <u>栄養状態について確認</u> を行った結果、該当する項目に該当する場合は、所定単位数を加算する。	

リーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

リ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

— 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

— 必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、に規定する情報その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護を適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。

又 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、口については1日につき、次に掲げる所定

を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供了した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、口については1日につき、次に掲げる所定

単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	750 単位
(二) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	640 単位
(三) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	350 単位

(削る)

ロを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	25 单位
(二) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	21 单位
(三) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	12 单位

(削る)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、

次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(削る)

単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算</u>) イ	640 单位
(二) <u>サービス提供体制強化加算</u>) ロ	500 单位
(三) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	350 单位
(四) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	350 单位

ロを算定している場合

(一) <u>サービス提供体制強化加算</u>) イ	21 单位
(二) <u>サービス提供体制強化加算</u>) ロ	16 单位
(三) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	12 单位
(四) <u>サービス提供体制強化加算</u>)	12 单位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、

及び については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからチまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからチまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(削る)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イから又までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イから又までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

介護予防認知症対応型共同生活介護費) 760 単位

介護予防認知症対応型共同生活介護費) 748 単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費) 788単位

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費) 776単位

注1・2 (略)

3 イ 及びロ について、共同生活住居の数が3である指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定介護予防認知症対応型

— 介護職員処遇改善加算) — により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

又 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員等特定処遇改善加算) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

介護予防認知症対応型共同生活介護費) 757 単位

介護予防認知症対応型共同生活介護費) 745 単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費) 785単位

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費) 773単位

注1・2 (略)

(新設)

共同生活介護を行った場合は、所定単位数から 1 日につき 50単位を差し引いて得た単位数を算定する。

4 (略)

5 口について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 5を算定している場合は算定しない。

7 (略)

八～ホ (略)

ヘ 生活機能向上連携加算

— 生活機能向上連携加算)	100 単位
— 生活機能向上連携加算)	200 単位

注 1 について、計画作成担当者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注2において同じ。）が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型介護予防サービス

3 (略)

4 口について、医師が、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の1第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200 単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 4を算定している場合は算定しない。

6 (略)

八～ホ (略)

ヘ 生活機能向上連携加算

200 単位

（新設）

（新設）

（新設）

基準第87条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、を算定している場合には算定しない。

上 栄養管理体制加算

30単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。チにおいて同じ。）が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。）を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

（新設）

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百二十七号の五

チ (略)

リ 口腔・栄養スクリーニング加算

20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第四十二号の六

ヌ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

— 利用者ごとのA D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

— 必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提

ト (略)

チ 栄養スクリーニング加算

5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

供に当たって、に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。

ル サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>サービス提供体制強化加算)</u>	<u>22 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算)</u>	<u>18 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算)</u>	<u>6 単位</u>

(削る)

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

リ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<u>サービス提供体制強化加算) イ</u>	<u>18 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算) ロ</u>	<u>12 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算)</u>	<u>6 単位</u>
<u>サービス提供体制強化加算)</u>	<u>6 単位</u>

又 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(及び については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

介護職員処遇改善加算) イからリまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからリまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

介護職員処遇改善加算) イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>ワ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算) イからルまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算) イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	<p>— <u>介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</u></p> <p>— <u>介護職員処遇改善加算) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</u></p> <p>ル 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算) イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算) イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>
--	--

別紙 1－7

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費（1月につき） <u>438単位</u></p> <p>注1・2（略）</p> <p>口 初回加算 300単位</p> <p>注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 委託連携加算 300単位</p> <p>注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	<p>別表</p> <p>指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費（1月につき） <u>431単位</u></p> <p>注1・2（略）</p> <p>口 初回加算 300単位</p> <p>注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</p> <p>注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指</p>

定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

別紙 1 — 8

附則

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(介護職員処遇改善加算に係る経過措置)

第二条 令和三年三月三十日において現にこの告示による改正前の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のへの注、訪問入浴介護費のハの注、通所介護費のホの注、通所リハビリテーション費のへの注、短期入所生活介護費のトの注、短期入所療養介護費のイの注、口の の注、ハの の注、ニ の注若しくはホの の注若しくは特定施設入居者生活介護費のチの注、この告示による改正前の指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのラの注、介護保健施設サービスのヰの注、介護療養施設サービスのイの の注、口の の注若しくはハの の注若しくは介護医療院サービスのノの注、この告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のチの注、夜間対応型訪問介護費のニの注、地域密着型通

所介護費の二の注、認知症対応型通所介護費の二の注、小規模多機能型居宅介護費のワの注、認知症対応型共同生活介護費のルの注、地域密着型特定施設入居者生活介護費のトの注、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のヰの注若しくは複合型サービス費のヨの注、この告示による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のハの注、介護予防通所リハビリテーション費のリの注、介護予防短期入所生活介護費のヘの注、介護予防短期入所療養介護費のイの イの注、口の クの注、ハの ハの注、ニの ニの注若しくはホの ホの注若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のホの注又はこの告示による改正前の指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費の二の注、介護予防小規模多機能型居宅介護費のリの注若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護費のヌの注に係る届出を行つてある事業所又は施設であつて、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のトの注、訪問入浴介護費のホの注、通所介護費のホの注、通所リハビリテーション費のヘの注、短期入所生活介護費のトの注、短期入所療養介護費のイの イの注、口の クの注、ハの ハの注、ニの ニの注若しくはホの ホの注若しくは特定施設入居者生活介護費のチの注、この告示による改正後の指定施設サー

ビス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのムの注、介護保健施設サービスのオの注、介護療養施設サービスのイの の注、口の の注若しくはハの の注若しくは介護医療院サービスのオの注、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のリの注、夜間対応型訪問介護費のホの注、地域密着型通所介護費のニの注、認知症対応型通所介護費の二の注、小規模多機能型居宅介護費のヨの注、認知症対応型共同生活介護費のワの注、地域密着型特定施設入居者生活介護費のチの注、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のノの注若しくは複合型サービス費のラの注、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のホの注、介護予防通所リハビリテーション費のルの注、介護予防短期入所生活介護費への注、介護予防短期入所療養介護費のイの の注、口の の注、ハの の注、ニの の注若しくはホの の注若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のホの注又はこの告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の二の注、介護予防小規模多機能型居宅介護費のルの注若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護費のヲの注に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(及び介護職員処遇改善加算)の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(看護体制強化加算に係る経過措置)

第三条 令和五年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第九号イの 及び（同告示第百四号において準用する場合を含む。）の規定並びに第百四号に規定する同告示第九号イの 及び に係る読替規定は適用せず、同告示第九号ロの 及び第百四号の規定の適用については、これらの規定中「、」及び「とあるのは「及び」とする。

2 令和五年三月三十一日において現にこの告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のト又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のホの加算を算定している指定訪問看護ステーション又は指定介護予防訪問看護ステーションであつて、令和五年四月一日以後に、看護職員の離職等によりこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準第九号イの に掲げる基準（同告示第百四号において準用する場合を含む。）に適合しなくなつたものが、看護職員の採用に関する計画を都道府県知事に届け出た場合には、当該指定訪問看護ステーション又は当該指定介護予防訪問看護ステーションは、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準にかかわらず、当該加算を算定することができる。

（感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴う加算に係る経過措置）

第四条 令和三年五月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注3及び通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ

の注5及び認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3並びにこの告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3の適用については、これらの規定中「月平均」とあるのは、「月平均又は前年同月」とする。

(ADL維持等加算に係る経過措置)

第五条 令和三年三月三十一日において現に、この告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注11又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注12に係る届出を行つて事業所であつて、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注12又は指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注14に係る届出を行つていないものにおけるADL維持等加算()の算定については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからロまでの注11及びこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注12中「ADL維持等加算()」とあるのは、「ADL維持等加算()」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣が定める施設基準に係る経過措置)

第六条 令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第

十四号イ及びロ（同告示第七十六号において準用する場合を含む。）並びに第五十五号の規定の適用については、なお従前の例による。

（安全管理体制未実施減算に係る経過措置）

第七条 令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注5、介護保健施設サービスのイ及びロの注4、介護療養施設サービスのイのからまでの注8、ロの及びの注7並びにハのからまでの注6、介護医療院サービスのイからまでの注4並びにこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二までの注5の規定は適用しない。

（栄養管理の基準を満たさない場合の減算に係る経過措置）

第八条 令和六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6、介護保健施設サービスのイ及びロの注5、介護療養施設サービスのイのからまでの注9、ロの及びの注8並びにハのからまでの注7並びに介護医療院サービスのイからまでの注5並びにこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二までの注6の規定は適用しない。

（褥瘡マネジメント加算に係る経過措置）

第九条 令和三年三月三十一日において現にこの告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのツの注若しくは介護保健施設サービスのラの注又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のラの注に係る届出を行っている施設であつて、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの注若しくは介護保健施設サービスのナの注又はこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のネの注に係る届出を行っていないものにおける褥瘡マネジメント加算の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのツ若しくは介護保健施設サービスのラ又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のラ中「褥瘡マネジメント加算」とあるのは、「褥瘡マネジメント加算」（排せつ支援加算に係る経過措置）と読み替えるものとする。

第十条 令和三年三月三十一日において現にこの告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのネの注、介護保健施設サービスのムの注若しくは介護医療院サ

ービスのウの注又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のムの注に係る届出を行つてゐる施設であつて、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのソの注、介護保健施設サービスのラの注若しくは介護医療院サービスのナの注又はこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のナの注の届出を行つていないものにおける排せつ支援加算の算定については、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのネ及びネの注、介護保健施設サービスのム及びムの注若しくは介護医療院サービスのウ及びウの注又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のム及びムの注中「排せつ支援加算」とあるのは、「排せつ支援加算」()と読み替えるものとする。

(基本報酬に係る経過措置)

第十一条 令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のイからハまで及びイからハまでの注5、訪問入浴介護費のイ、訪問看護費のイからハまで、訪問リハビリテーション費のイ、居宅療養管理指導費のイからホまで、通所介護費のイからハまで、短期入所生活介護費のイ及びロ、短

期入所療養介護費のイの 口の から まで、口の から まで、ハの から まで、二の から まで及びホの から まで並びに特定施設入居者生活介護費のイ及びハ、この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及び口、介護保健施設サービスのイ及び口、介護療養施設サービスのイの 及び並びにハの から まで並びに介護医療院サービスのイから へまで、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費のイ及び口、夜間対応型訪問介護費の口、地域密着型通所介護費のイ及び口、認知症対応型通所介護費のイ及び口、小規模多機能型居宅介護費のイ及び口、認知症対応型共同生活介護費のイ及び口、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及び口、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二まで並びに複合型サービス費のイ及び口、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイ、介護予防訪問看護費のイ及び口、介護予防訪問リハビリテーション費のイ、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、介護予防通所リハビリテーション費のイ、介護予防短期入所生活介護費のイ及び口、介護予防短期入所療養介護費のイの 及び口の から まで、ハの 及び 、二の から まで並びにホの から まで並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付

費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数別表第一の1及び2並びに別表第二の1から3まで並びにこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数別表の1から4までについて、それぞれの所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

参考 2－1

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び
看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の
算定方法

○ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

抄

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	<p>一（略）</p> <p>五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p> <p>（表略）</p>	<p>一（略）</p> <p>五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p> <p>（表略）</p>
厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	<p>六（略）</p> <p>七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型住宅介護費の算定方法</p> <p>イ 指定小規模多機能型住宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型住宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型住宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型住宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型住宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型住宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型住宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型住宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>六（略）</p> <p>七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型住宅介護費の算定方法</p> <p>イ 指定小規模多機能型住宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型住宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型住宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型住宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型住宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定小規模多機能型住宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型住宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型住宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>

規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められてい
る登録員を超えること。
イ 指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。)

付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八(十) (略)

十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに複合型サービス費の算定方法
イ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
施行規則第百三十五条の八の二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録員を超えること	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
(指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。)	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法

ロ (略)

十二(二十) (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模

規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められてい
る登録員を超えること。
イ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八(十) (略)

十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに複合型サービス費の算定方法
イ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における複合型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
施行規則第百三十五条の八の二の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録員を超えること	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法
(指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。)	厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法

ロ (略)

十二(二十) (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模

多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数（が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。（指定期第五十八条第二項に規定する場合を除く。）	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た登録定員を超えること。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第百四十条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た登録定員を超えること。

二十二 口
（略）

二十二 口
（略）

参考 2－2

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

守り機器（以下「見守り機器」という。）を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、双方向の的確なコミュニケーションを行うことができる情報通信機器（以下「情報通信機器」という。）を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

iii | 見守り機器及び情報通信機器（以下「見守り機器等」という。）を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保
(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

夜勤時間帯における緊急時の体制整備

見守り機器等の定期的な点検

(5) (4) (3) 職員研修
見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

iv | 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、六十以下の場合は一以上、六十一以上の場合は二以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されること。

(二)
・
(三)
(略)

(二)
・
(三)
(略)

(2) (略)

(1) 夜勤職員配置加算(I)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

(1) (1) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(1)
又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九をえた数以上であること。ただし、次の a 又は b に掲げる場合は、当該 a 又は b に定める数以上であること。

b i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。
ii 見守り機器を安全かつ有效地に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八をえた数以上であること。

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質携促進が図られていること。

八 (2) 夜勤職員配置加算(1)から(IV)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

(二) (一) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

(新設)

(新設)

の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、その他他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

見守り機器等の定期的な点検

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(2) (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)

又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

i 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。
ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 イ(2)

(2) (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を

又は口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

(新設)

ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

(新設)

iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(新設)

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保
(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(3) 見守り機器等の定期的な点検

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(3)
・
(4)

(略)

三二

認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する

設置し、必要な検討等が行われていること。

三二

認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する

(3)
・
(4)

(略)

(3)
・
(4)

(略)

共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。ただし、同令第九十条第一項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ

（略）

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ
（略）

（2）夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロ(1)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
i 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。

b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに一以上であること。

四

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ

（略）

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ若しくはロ、夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ・ロ
（略）

（2）夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号口(1)-fの規定に基づき

夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合

第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）

i | 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密

着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

ii | 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又

は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連

携促進が図られていること。

iii | 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質

の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項

を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用

するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、そ

の他の職種の者と共同して、当該委員会において必要

な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認

すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要

とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切

なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配

慮

(3) 見守り機器等の定期的な点検

人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

(3) (2)

(→)

(略)

(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(3) (2)

(→)

(略)

夜勤職員配置加算(IIイ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

(3) (2)

(→)

(略)

夜勤職員配置加算(IIイ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(略)

設置し、必要な検討等が行われていること。

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
i	見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。
ii	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
b	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
i	夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。
ii	夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。
iii	見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

(1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a	入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
b	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)	b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
(新設)	b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(新設)

(新設)

とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

見守り機器等の定期的な点検

(4)(3)

員研修

(略)

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

口 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置

加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数の数の十分の一以上の数設置すること。

ii i 見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者を設置し、必要な検討等が行われていていること。

する入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

見守り機器等の定期的な点検

(4)(3)

員研修

(略)

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

口 夜勤職員配置加算(I)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(II)イ若しくは口、夜勤職員配置加算(III)イ若しくは口又は夜勤職員配置

加算(IV)イ若しくは口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一

号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数の数の十分の一以上の数設置すること。

(新設)

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(3) (2)

(略)

(新設)

(略)

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

・ (2) (略)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。

	a	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
	i	見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。
b	ii	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
	i	次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一 号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数
	ii	夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。
	iii	夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。
(2)		見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、その他の中間者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
	(1)	夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保
	(2)	夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配

規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a	入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。 (新設)
b	見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 (新設)

六
十 (4)
（8）
（略）
（略）
員研修
見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職
（4）|（3）|
慮|
見守り機器等の定期的な点検

六
十 (4)
（8）
（略）
（略）

参考 2－3

厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数

○ 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二</p> <p>1 (略)</p> <p>2 褥瘡対策指導管理</p> <p>イ 褥瘡対策指導管理(I) <u>6 単位</u></p> <p>ロ 褥瘡対策指導管理(II) <u>10単位</u></p> <p>注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時褥瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、<u>1日につき</u>所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、<u>褥瘡対策指導管理(I)</u>に係る別に厚生労働大臣が定める基準を満たす介護医療院において、入所者ごとの褥瘡対策等に係る情報を厚生労働省に提出し、褥瘡対策の実施に当たって、当該情報その他褥瘡対策の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、かつ、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない場合に、<u>1月につき</u>所定単位数を算定する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 薬剤管理指導 350単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 介護医療院において、入所者ごとの服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方の実施に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に、<u>1月につき</u>所定単位数に20単位を加算する。</p>	<p>別表第二</p> <p>1 (略)</p> <p>2 褥瘡対策指導管理 <u>(1日につき)</u> <u>6 単位</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時褥瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、所定単位数を算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 薬剤管理指導 350単位</p> <p>注1 (略)</p> <p>(新設)</p>

	<u>3</u> (略) 8 (略) 9 理学療法（1回につき） イ 理学療法(I) 123単位 ロ 理学療法(II) 73単位 注1～5 (略) <u>6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。</u>	
10 作業療法（1回につき） 注1～5 (略)	123単位	<u>2</u> (略) 8 (略) 9 理学療法（1回につき） イ 理学療法(I) 123単位 ロ 理学療法(II) 73単位 注1～5 (略) (新設)
<u>6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。</u>	123単位	10 作業療法（1回につき） 注1～5 (略) (新設)
11 言語聴覚療法（1回につき） 注1～3 (略)	203単位	11 言語聴覚療法（1回につき） 注1～3 (略) (新設)
<u>4 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法又は作業療法の注6の規定によ</u>	203単位	

り加算する場合はこの限りでない。

12~17 (略)

12~17 (略)

参考 2－4

介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

○ 介護保険法施行規則第六十九条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注14まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及びニからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及びニからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注14まで及びヘの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>三・四 （略）</p>
<p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注3、注7、注21及びニからヘまでの規定による加算に係る費用の額並びにロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額からイの規定による費用の額を差し引いた額</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注6及びホからトまでの規定による加算に係る費用の額並びにロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2及びヌからヲまでの規定による加算に係る費用の額</p>	<p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注6、ニ及びホの規定による加算に係る費用の額</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注5、ホ及びヘの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額</p>

の規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の
へからチまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予

防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の
ホからトまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費の
イ(1)から(3)までの注16、イ(7)、ロ(8)、ハ(6)、ニ(6)及びホ(12)に係る
費用の額並びにイ(8)から(10)まで、ロ(9)から(11)まで、ハ(7)から(9)ま
で、ニ(7)から(9)まで及びホ(13)から(15)までの規定による加算に係る
費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護
予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(6)、ロ(7)、ハ(5)
、ニ(5)、ホ(8)及び(10)に係る費用の額並びにイ(7)から(9)まで、ロ(8)

から(10)まで、ハ(6)から(8)まで、ニ(6)から(8)まで及びホ(11)から(13)ま
での規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介
護費のトからリまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介
護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生
活介護費のニからヘまでの規定による加算に係る費用の額

(略)

十 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着
型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス
介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介
護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ及びチからヌま
での規定による加算又は減算に係る費用の額

(略)

十一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着
型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス
介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介
護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ、ト及びチの規
定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪
問介護費のイ及びロの注3から注6まで並びにニからヘまでの規
定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の地域密着
型通所介護費のイ及びロの注5、注9及び注23並びにハからホま
での規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の
へ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サ

ービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホ及
びへの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費の
イ(1)から(3)までの注16、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)、ニ(6)及びホ(12)に係る
費用の額並びにイ(7)、イ(8)、ロ(9)、ロ(10)、ハ(7)、ハ(8)、ニ(7)、ニ
(8)、ホ(13)及びホ(14)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介
護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護
費のイ(1)及び(2)の注12、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)、ニ(5)及びホ(11)に係る
費用の額並びにイ(6)、イ(7)、ロ(8)、ロ(9)、ハ(6)、ハ(7)、ニ(6)、ニ
(7)、ホ(12)及びホ(13)の規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介
護費のト及びチの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護
予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生
活介護費のニ及びホの規定による加算に係る費用の額

(略)

十 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着
型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス
介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介
護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ、ト及びチの規
定による加算又は減算に係る費用の額

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪
問介護費のイ及びロの注3、ハ並びにニの規定による加算又は減
算に係る費用の額

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の地域密着
型通所介護費のイ及びロの注7、ハ並びにニの規定による加算に
係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17並びにハからホまで	の規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからホまでの規定による加算に係る費用の額
十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、リ、ヌ及びカからタまでの規定による加算に係る費用の額並びにイ(2)の規定による費用の額からイ(1)の規定による費用の額を差し引いた額並びに指定期域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7から注9まで、ヘ及びヌからヲまでの規定による加算に係る費用の額並びにイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額からイ(1)の規定による費用の額を差し引いた額	十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、リ、ヌ及びカからタまでの規定による加算に係る費用の額並びにイ(2)の規定による費用の額からイ(1)の規定による費用の額を差し引いた額並びに指定期域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7から注9まで、ヘ及びヌからヲまでの規定による加算に係る費用の額並びにイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額からイ(1)の規定による費用の額を差し引いた額
十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヲからカまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のルからワまでの規定による加算に係る費用の額	十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヌ及びルの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のリ及びヌの規定による加算に係る費用の額
十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービスのイ及びロの注6から注8まで並びにヲからレまで及びナからムまでの規定による加算に係る費用の額並びにイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額からイ(1)の規定による費用の額を差し引いた額	十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービスのイ及びロの注6並びにチからヨまでの規定による加算に係る費用の額

参考 2－5

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

○ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

		改 正 前			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

		改 正 前			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

		改 正 前			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

		改 正 後			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

		改 正 前			
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	北海道	蘭越町	(略)	北海道	(略)
盛岡市	(略)	蘭越町	(略)	蘭越町	(略)

(略)	熊本県	(略)	愛媛県	徳島県	(略)	愛知県	静岡県	(略)	山梨県	(略)	
(略)	山都町	(略)	西予市	大洲市	(略)	新城市	川根本町	(略)	湖町	富士河口	(略)
(略)	方ヶ野及び八木 高辻、伊勢、長谷、神の前、塩出迫、柳 見口、上差尾、玉目、高畑、東竹原、柳	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、 仏原、安方、長崎、橘、花上、下山、大	出海 片川、西、予子林、坂石、釜川、田之浜	高山、平地、恋木、東宇山、手成、戒川 穂積、豊茂、喜多山、今坊、櫛生及び	長篠、富保、富栄、豊岡、乗本及び大野	(略)	(略)	(略)	古関町及び梯町	精進、本栖及び富士ヶ嶺	。)

(略)	熊本県	(略)	(新設)	徳島県	(略)	愛知県	静岡県	(略)	山梨県	(略)	
(略)	山都町	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	新城市	(略)	(略)	湖町	富士河口	(略)
(略)	仏原及び安方	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、	(新設)	(新設)	(新設)	乗本	(略)	(略)	古関町、梯町	精進、本栖、富士ヶ嶺	る。)

参考 2－6

厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

○ 厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）（抄）

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
北海道	函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町
	名寄市	風連町
	伊達市	大滝区
	福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌
	森町	字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七線及び字砂原原野八線
	せたな町	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山及び瀬棚区
	蘭越町	字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川
	二セコ町	、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田
	真狩村	、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讚岐及び上目名
	留寿都村	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似
	共和町	
	積丹町	
	奈井江町	
	浦臼町	
	雨竜町	
	北竜町	
	佐呂間町	
	湧別町	
	大空町	
	壯瞥町	

厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	日高町	鹿追町	中札内村	幕別町	本別町	厚岸町	
浜中町										
字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベ	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、香川、財田、富丘及び伏見	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清畠、字正和及び字三和	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中當、忠類古里及び忠類晩成	太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙幌、太田宏陽、サツテベツ、大別、セタニウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌（国有地の一部に限る。）、門静四丁目、白浜（二丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十六番に限る。）、宮園（二丁目一番、二丁目九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百七番から二丁目三百七十二番、二丁目三百七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目三百八十一番、二丁目四百五十七番から二丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十六番から三丁目百五十七番、四丁目一番から四丁目八十四番、四丁目八十六番から四丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十六番に限る。）、サンヌシ、山の手（一丁目一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番から一丁目九十二番、一丁目九十六番から一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二十七番、一丁目百二十九番から一丁目百四十二番、一丁目百四十五番から一丁目百四十七番、一丁目百五十番、一丁目百六十三番、二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番から二丁目二十二番、二丁目二十四番から二丁目四十番、二丁目四十六番から二丁目五十七番、三丁目一番から三丁目七十二番、四丁目三番から四丁目七番、四丁目十三番から四丁目十八番に限る。）						

新潟県	福島県	栃木県	福島県	新潟県	岩手県	宮城県	岩手県	中標津町	弟子屈町	ツ、字チャンベツ及び字片無去	儀中、南中、東当幌、計根別、青葉台、字上標津、字俣落、字俵橋、字協和、字当幌、字武佐、字西竹、	上米内（字白石、字小浜及び字畠十一番地から三十六番地までの地域に限る。）、新庄（字上八木田、字下八木田、字錢掛及び字小貝沢の地域に限る。）、浅岸（字元信の地域に限る。）、黒川（一地割から三地割までの地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）	字計根別、字豊岡、字開陽及び字養老牛									
十日町市	鹿沼市	郡山市	郡山市	秋田県	秋田県	栗原市	盛岡市	中標津町	弟子屈町	ツ、字チャンベツ及び字片無去	儀中、南中、東当幌、計根別、青葉台、字上標津、字俣落、字俵橋、字協和、字当幌、字武佐、字西竹、	上米内（字白石、字小浜及び字畠十一番地から三十六番地までの地域に限る。）、新庄（字上八木田、字下八木田、字錢掛及び字小貝沢の地域に限る。）、浅岸（字元信の地域に限る。）、黒川（一地割から三地割までの地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）	字計根別、字豊岡、字開陽及び字養老牛									
深程	湖南町（浜路、横沢、館、舟津及び中野の地域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡、大字石名坂及び大字京塚	大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字富田	舟形町	大字才木、大字橋上、大字小鉗、大字十八才甲、大字十八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及び大字原田	大江町	大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大字橋上、大字小鉗、大字十八才甲、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢	尾花沢市	村山市	荒沢、大鳥、小名部、越沢及び関川	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内及び鳥海町下川内	指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	御前浜、大石原浜、野々浜、塙浜（塙浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、	由利本荘市	鶴岡市	小瀧及び大字山之内	丸森町	耕野及び大張	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	加美町	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋

長野県	山梨県	石川県		
大町市	甲府市	輪島市	津南町	阿賀町
富士河口湖町	甲斐市	小松市	上越市	糸魚川市
平	精進、本栖及び富士ヶ嶺	嵐町及び中ノ崎町	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び板屋越
平	菅口及び福沢	町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町門前、門前町清水、門前町走出、門前町和田、門前町高根尾、門前町本市、門前町柾木、門前町深田、門前町広瀬、門前町日野尾、門前町鬼屋、門前町館、門前町広岡、門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内、門前町猿橋、門前町小石、門前町植戸、門前町風原、門前町赤神、門前町飯川谷、門前町池田、門前町入山、門前町宍、門前町上代、門前町江崎、門前町大釜、門前町大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明原、門前町白禿、門前町新町分、門前町新町千代、門前町滝町、門前町館分、門前町劔地、門前町中田、門前町西中谷、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町六郎木及び門前町黒島町	宇土子平、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田	
古関町及び梯町	古関町及び梯町	上戸町及び三崎町	安塚区	大字御前山及び大字市野々
能登町	能登町	珠洲市	糸魚川市	大字黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰯池、松之山下
穴水町	穴水町	白山市	村上市	鰯池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田
志賀町	志賀町	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴨ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び板屋越	
甲斐市	甲斐市	酒見、大福寺、稻敷、栢木、香能、福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笛波及び前浜	糸魚川市	
菅口及び福沢	菅口及び福沢	甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曾良、大郷、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古君及び竹太	大字御前山及び大字市野々	
古関町及び梯町	古関町及び梯町	宇出津山分、宇出津新、宇出津、崎山、宇出津新港一丁目、宇出津新港二丁目、宇出津新港三丁目、真脇、姫、小浦、羽根、明野、越坂、小木、小木一丁目、小木二丁目、小木三丁目、市之瀬、松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保	大字黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰯池、松之山下	

愛媛県	徳島県	山口県	岡山県	島根県	
西予市	大洲市	東みよし町	広島県	江府町	伯耆町
	神山町	北広島町	高梁市	浜田市	溝口、谷川、宮原、大倉、白水、根雨原、宇代、中祖、古市、父原、莊、大江、長山、上野、金屋谷、岩立、貴住、柄原、大瀧、大坂、富江、福兼、添谷及び大内
	長門市	岩国市	美咲町	江津市	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷
		安芸太田町	吳市	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）	大字江尾、大字小江尾、大字久連、大字佐川及び大字柿原
			東広島市	邑南町	矢上
			安芸高田市	川上町	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘数、備中町志藤用瀬、備中町吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原（字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字觀音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。）及び甲田町上小原（字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字楨之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。）
			大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山、大字平見谷、大字觀音及び大字津浪	豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良	
			新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木		
			美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷		
			油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷藏小田		
			毛田（千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百一十九番地までの地域に限る。）及び中庄（二千九百六十五番地から四千七十二番地までの地域に限る。）		長、豊成、名和、西坪、東坪、御来屋、門前、稻光、上野、神原、清原、國信、莊田、上萬、末長、末吉、唐王、所子、富岡、中高、長田、野田、平木、平田、福尾、妻木、保田及び安原
			高山、平地、恋木、東宇山、手成、戒川、穂積、豐茂、喜多山、今坊、櫛生及び出海		
			片川、西、予子林、坂石、釜川、田之浜及び下泊		

					高知県
					須崎市
					香美市
					香北町
					久通
					香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子
					田井
					大豊町
					土佐町
					仁淀川町
					津野町
					四万十町
					飯塚市
					興津
					内住（字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。）、山口（字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字咤ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。）、弥山（字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。）及び桑曲（字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。）
					大字中川底（八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。）
					千手（字ナカノの地域に限る。）、泉河内（字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。）、嘉穂才田（字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。）及び桑野（字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。）
					黒木町田代（字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字樫ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南眞門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。）、黒木町鹿子生（字作り道、字窪、字鷺ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字襦田の地域に限る。）、黒木町土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字西辻、字手段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西

大分県		熊本県		佐賀県		
佐伯市	山都町	八代市	太良町	鹿島市	築上町	添田町
大字長谷（字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早稻田、字ハゴノ木、字奥河内、字横畠、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ヶ藪、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字治郎丸口、字蛇石ヶ原、字小治ヶ搭、字小治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾、字清水湧、字川原畠、字川向、字カバ河内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、字尾サキ、字大	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原、安方、長崎、橋、花上、下山、大見口、上差尾、玉目、高畑、東竹原、柳、高辻、伊勢、長谷、神の前、塩出迫、方ヶ野及び八木	大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉢扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。）、大字音成（字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。）	大字樹田（字糺宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、大字落合（字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。）、大字英彦山（字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。）	大字小山田（字小川谷及び字永尾の地域に限る。）、大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉢扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。）、大字音成（字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。）	大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉢扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。）、大字音成（字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。）	方、字辻山、字池ノ上、字原畠、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、黒木町木屋（字森、字本村、字釤ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字苧扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の二から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十九番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。）、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辻ノ迫、字苧扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び黒木町北木屋（字前田、字御明園、字桙谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）

玖珠町	臼杵市	
日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)	<p>野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畠ヶ、字下出羽、字丸畠ヶ、字鑑ノ口、字桑畠ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫越下タの地域に限る。）</p> <p>、字祓廻、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ケ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）</p> <p>大字戸畠（字峠尾、字西奥畠、字西橡ノ木、字新入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野嶺、字上ノ平、字龜ノ甲、字小屋志、字無田草、字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、字白金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂原、字鰐口、字中ノ原、字削減岩、字上ノ山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜焼ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ヶ原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝の原及び字小西の地域に限る。）、大字戸畠（字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字畠ヶ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平、字離尾、字獺穴、字酢の木、字広登、字台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、字後朝見、字下朝見、字水舟、字後母及び字前母の地域に限る。）、大字四日市（字大野原、字大野原、字前田、字木牟田、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字荔松堂の地域に限る。）及び大字山浦（字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字荻原、字宇</p>	<p>平石、字辺田、字棒ヶ原、字椋口ウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元、字九ノ内、字九ノ内、字穴ヶ原、字後口畠、字向原、字小ノ下、字松川内、字上ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、字駄場ヶ原、字大田、字地神、字中ノ戸、字中大越、字中尾、字長場山、字長畠、字田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、字大越、字大原、字佐土ヶ平、字鍵裏、字下ヶ迫、字又五郎、字黒ヶ原、字梨子ノ木、字城見ヶ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塙畠、字立山、字荒内及び字鯨</p>

鹿児島県		宮崎県
伊佐市	串間市	日南市
大口笛野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木	大字吉野方（字瀬田尾山ノ神の地域に限る。）及び大字大窪（字通水、字札之尾、字茶円、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。） 大字奴久見（字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。）及び大字大矢取（字松頭、字向原、字前畠、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛様の地域に限る。）	大字吉野方（字瀬田尾山ノ神の地域に限る。）及び大字大窪（字通水、字札之尾、字茶円、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。） 大字奴久見（字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。）及び大字大矢取（字松頭、字向原、字前畠、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛様の地域に限る。）

参考 2－7

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>

参考 2－8

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき一千四百四十五円とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき一千三百九十二円とする。</p>